

## 学校法人嘉数女子学園役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人嘉数女子学園の理事長、常務理事、理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (役員報酬)

第2条 役員報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事長（非常勤）は、月額 350,000 円とする。ただし、学長が理事長を兼任する場合は、理事長手当は支給しない。

(2) 常務理事は、月額 410,000 円とする。ただし、諸手当（通勤手当、賞与等）は、職員に準ずる。

### (役員会議報酬)

第3条 役員会議報酬は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 理事は、理事会等に出席する場合は、報酬 10,000 円とする。ただし、学内理事には支給しない。

(2) 監事は、監査に従事する場合は、報酬 15,000 円、会議出席の場合は報酬 10,000 円とする。

### (評議員会議報酬)

第4条 評議員が評議員会へ出席する場合は、報酬 7,000 円を支給する。

### (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

### (細則の制定)

第6条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は、細則を制定することができる。

### 附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。